

外国人雇用状況届出

すべての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れまたは離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。これは「離職時」も必要であり、雇用保険の被保険者でない者についても必要です。

(日本工業規格A列4)

様式第3号(第10条関係)(表面)

雇 入 れ
離 職 に 係 る 外 国 人 雇 用 状 況 届 出 書

平成19年10月1日時点で
現に雇い入れている者

フリガナ(カタカナ) ①外国人の氏名 (ローマ字又は漢字)	姓	名	ミドルネーム
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無

雇入れ年月日(西暦) 年 月 日 離職年月日(西暦) 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

雇用対策法施行規則第10条第3項・整備省令附則第2条の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

事業主	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) (所在地) 主たる事務所 (名称) (所在地)	雇用保険適用事業所番号 □□□□-□□□□-□□ ①の欄が空白としてある以外 の欄が空白になることはない。
	事業所の名称、所在地、電話番号等	TEL
氏名		TEL

公共職業安定所長 殿

雇用保険の被保険者でない外国人の場合
(外国人雇用状況届出書<様式第3号>)

<届出事項>

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日
⑤性別 ⑥国籍・地域
⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れ又は離職
年月日⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、
所在地等※⑦については雇入れ時のみ

<届出期限>

雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

<届出先>

当該外国人が勤務する事業所施設(店舗、工場など)の住所を管轄するハローワークに届けてください。

(雇用保険被保険者については、雇用保険喪失届に記載欄があります)

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(平成28年10月末現在)

～外国人労働者数は約108万人。届出義務化以来、過去最高を更新～

【届出状況のポイント】

○外国人労働者数は1,083,769人で、前年同期比175,873人、19.4%の増加(平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新)

○外国人労働者を雇用する事業所数は172,798か所で、前年同期比20,537か所、13.5%の増加(平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新)

○国籍別では、中国が最も多く344,658人(外国人労働者全体の31.8%)。次いでベトナム172,018人(同15.9%)、フィリピン127,518人(同11.8%)の順。対前年伸び率は、ベトナム(56.4%)、ネパール(35.1%)が高い。

○在留資格別では、「専門的・技術的分野」の労働者が200,994人で、前年同期比33,693人、20.1%の増加。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリープ小金井305(キリン社会保険労務士事務所内)
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>